

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公開番号】特開2020-114449(P2020-114449A)

【公開日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-030

【出願番号】特願2020-66335(P2020-66335)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月30日(2020.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演出を表示可能な演出表示部と、

遊技者が操作可能な操作部材と、

を備え、

演出表示部にて遊技者に対して遊技者操作を促す促進演出を実行可能に構成されており

、

演出表示部にて促進演出が実行されている最中に、遊技者が操作部材を操作することで、当該操作を契機として所定の演出を実行可能に構成されており、

所定の条件を充足することで、演出表示部にて促進演出が実行されている最中に、遊技者が操作部材を操作せずとも、所定時間の経過を契機に演出表示部にて前記所定の演出を実行可能に構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本態様に係る遊技機は、

演出を表示可能な演出表示部と、

遊技者が操作可能な操作部材と、

を備え、

演出表示部にて遊技者に対して遊技者操作を促す促進演出を実行可能に構成されており

、

演出表示部にて促進演出が実行されている最中に、遊技者が操作部材を操作することで、当該操作を契機として所定の演出を実行可能に構成されており、

所定の条件を充足することで、演出表示部にて促進演出が実行されている最中に、遊技

者が操作部材を操作せずとも、所定時間の経過を契機に演出表示部にて前記所定の演出を実行可能に構成されていることを特徴とする遊技機。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

遊技の進行に合わせて所定の演出音を出力するスピーカ（例えば、スピーカD24）と、

遊技の進行に合わせて所定の点灯態様にて点灯する電飾ランプ（例えば、遊技効果ランプD26）と、

操作可能な一又は複数の操作部材（例えば、サブ入力ボタンS B）と、

遊技機の電源を投入又は切断可能な電源スイッチ（例えば、電源スイッチE a）とを備え、

所定の操作部材（例えば、サブ入力ボタンS B）の操作状態に基づいて、スピーカ（例えば、スピーカD24）から出力される演出音の音量レベルを調整可能に構成されており、

規定の操作部材（例えば、サブ入力ボタンS B）の操作状態に基づいて、電飾ランプ（例えば、遊技効果ランプD26）の点灯態様を調整可能に構成されており、

特定の操作部材（例えば、RAMクリアボタン）に特定操作を実行し、且つ、電源スイッチ（例えば、電源スイッチE a）を操作して、遊技機の電源を投入した場合に、前記所定の操作部材（例えば、サブ入力ボタンS B）の操作状態に基づいた演出音の音量レベルの調整を実行不可能とする設定に切替可能であるよう構成されており、

特定の操作部材（例えば、RAMクリアボタン）に特定操作を実行し、且つ、電源スイッチ（例えば、電源スイッチE a）を操作して、遊技機の電源を投入した場合であっても、前記規定の操作部材（例えば、サブ入力ボタンS B）の操作状態に基づいた電飾ランプ（例えば、遊技効果ランプD26）の点灯態様の調整を実行不可能とする設定に切替不可能であるよう構成されており、

識別情報の停止表示中において、演出音の音量レベルを調整可能に構成されており、

識別情報の停止表示中において、電飾ランプ（例えば、遊技効果ランプD26）の点灯態様を調整可能に構成されており、

識別情報の変動表示中において、演出音の音量レベルを調整可能に構成されていることを特徴とする遊技機である。